

決裁区分	副市長決裁			
件名	市議会2月定例会 陳情第58号「旧鎌倉図書館解体についての陳情」に係る総務常任委員会での内容説明について			
			特別表示 保存期間 30年	
文書番号 26鎌管第2450号	行政文書分類 行政文書公開	[大分類]-[中分類]-[小分類]-[フォルダー] (010)管財担当- (040)議会- (030)常任委員会- 004市議会2月定例会		
起案日 平成27年 2月16日				
決裁日 平成27年 2月24日				
完結日 平成27年 2月25日				
起案者	総務部管財課管財担当 事務職員 担当者 若林 祥平 (電話番号： 2571 )			
公印使用承認・審査日				
主管 合	決裁者	副市長	副市長	瀧澤 由人
	承認者	副市長	副市長	小林 昭
	承認者	総務部	部長	佐藤 尚之
	承認者	総務部	次長	内海 正彦
	承認者	管財課	課長	高宮 淳
	承認者	管財課	課長補佐兼担当係長	小島 徳磨
	承認者	管財課	課長補佐兼担当係長	山村 直人
	承認者	管財課管財担当	担当係長	藤田 和浩
次のとおり、実施してよいでしょうか。				
1 理由				
市議会2月定例会に提出された「旧鎌倉図書館解体についての陳情」について、総務常任委員会で内容の説明を行うものです。				
2 内容				
陳情第58号「旧鎌倉図書館解体についての陳情」				

3 説明者

管財課長

4 内容説明文書

添付文書連番1のとおり。

5 陳情書

添付文書連番2のとおり。

6

7

添付文書 |  
〔案〕

陳情第58号  
総務常任委員会  
管財課長

日程第14、

陳情第58号「旧鎌倉図書館解体についての陳情」について、  
説明いたします。

初めに、本陳情の要旨は、

旧鎌倉図書館を解体しプレハブ庁舎に建て替える事業は  
いったん停止し、広く市民や専門家を交えた旧鎌倉図書館  
の歴史的・文化的意義を検証する開かれた検討の場を設け、  
そこでの議論を踏まえて結論を出していただくよう要望し  
ます。というものです。

次に、本陳情の理由は、

旧鎌倉図書館は、篤志家の寄付により建てられた和洋折衷様式の歴史的建造物であり、御成小学校正門並びに旧講堂とともに特徴ある街並み景観をかたちづくり、鎌倉の教育・文化に資する活動をしてきたことから、近代鎌倉の歴史と文化の一端を目に見える形で示す貴重な建造物である。

歴史的検証作業を経ることなく、市民や議会への丁寧な

事前の説明もなく「庁内検討会議の結論」だけで解体を決定することは、多くの市民から疑問の声が上がっており、「歴史的遺産と共生するまちづくり」というコンセプトに立ち返り、市議会で可決された解体予算の執行を一時凍結し、開かれた場での議論を尊重したうえで、今後の施策を再考するよう要望されているものです。

それでは、陳情に対する市の考え方について説明いたします。

まず、これまでの経過ですが、  
旧図書館は昭和 11 年に建築された建物で、かねてから老朽化に伴う建て替えが課題となっていました。

平成 23 年 3 月 11 日には、東日本大震災が起こり、旧図書館 1 階の鎌倉市おなり子どもの家の入所児童の保護者からも建て替えを望む声が多く寄せられました。

建て替えまでの間、児童の安全確保のために、鎌倉市おなり子どもの家を市役所第 4 分庁舎 1 階の 811 会議室に移転することとなり、平成 24 年 2 月 28 日開催の市議会観光

厚生常任委員会において、鎌倉市おなり子どもの家の移転の理由をご説明し、鎌倉市子どもの家条例に規定する子どもの家の位置を改正し、鎌倉市おなり子どもの家は、平成24年5月に第4分庁舎へ移転しました。

このため、旧図書館の1階は空き室となりましたが、2階には引き続き教育センターが設置されていました。

また、平成26年4月に発足した子ども・子育て支援新制度担当及び臨時福祉給付金担当の執務室を、本庁舎内に設置するスペースがなかったため、平成26年度の1年度という時限的な措置で、旧図書館の1階に設置しました。

さらには、分庁舎の耐震性が乏しいことから、平成26年6月1日から鎌倉県税事務所跡を借用し、庁舎内の執務室のレイアウトを変更して、6月30日から分庁舎の使用を停止しました。

6月30日に鎌倉県税事務所跡に教育部が移転するとともに、教育センターは旧図書館から鎌倉県税事務所跡へ移転しました。

これらにより、平成26年度末には、旧図書館は1階・2

階とも利用がなくなり、空き館となります。

こうした中で、平成 26 年 4 月から 10 月にかけて、計 8 回の「本庁周辺執務室改善計画検討会議」を開催し、確保が困難となっている本庁舎の執務スペースや会議室などの改善策を検討してきました。

陳情にあります旧図書館は、鎌倉の景観重要建築物に指定されておらず、また指定の検討の対象にもなっていない建物であることから、旧図書館を解体し、第 5 分庁舎を建設、1 階におなり子ども会館・おなり子どもの家を 2 階に会議室及び執務室を設置することとなったものです。

市議会平成 26 年 12 月定例会において、分庁舎及び旧図書館の解体事業の補正予算をご審議いただき承認いただきました。

なお、昨年の 12 月 1 日に、本陳情書を提出されました「図書館とともにだち・鎌倉」から鎌倉市長宛に、旧図書館の解体を一時凍結し、広く市民の意見に耳を傾け、専門家の意

見を踏まえて結論を出す旨の要望書が提出されました。

この要望書に対しては、所管替えを行う前に旧図書館を管理していた教育部から、12月24日付の回答書を同26日にお会いしてお渡しました。

本庁舎周辺の執務室に関して、執務室の確保や耐震化の問題が課題となっており、諸課題改善に向けて府内検討会で協議を重ねてきたこと。旧図書館の解体は安全対策が優先された結果であること。しかしながら、篤志家の偉功により建設されたものであることから、今後、敷地内の記念碑について大切に保存していく旨を回答しました。

さらには、「図書館とともにだち・鎌倉」他5名の連名で、旧図書館の解体を停止し、旧図書館の歴史的文化的価値を検証する旨の要望書を受けたことから、今後改めて解体に至る経過や第5分庁舎の概要についての説明会の開催や見学会の開催を予定しております。

なお、旧鎌倉図書館の記憶を後世に継承するため、篤志家の偉功により建設され、図書館として利用されていた建物である

ことを示し、顕彰するために建てられた敷地内の記念碑について  
は、大切に保存し、建物内外の写真や間取り図などを掲示し  
た案内板を、第5分庁舎建設に合わせ設置することを検討  
してまいります。

本庁舎周辺の喫緊の課題であります「おなり子どもの家」  
の移転及び子ども会館の併設をはじめ、「事務スペース」確  
保の解決策として、先の12月定例会で議決いただきました、  
分庁舎と旧図書館の解体関連予算については、十分なご説  
明をしながら執行していきたいと考えています。

以上で説明を終わります。